

北九州市立医生丘小学校父母教師会個人情報取扱細則（案）

（目 的）

第1条 この規則は、北九州市立医生丘小学校父母教師会（以下「本会」と呼ぶ）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責 務）

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなわなければならない。

（定 義）

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

（管理者）

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

（取扱者）

第5条 本会における個人情報の取扱者は本会会長から委託された者とする。

（守秘義務）

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の適切な取得）

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定めて公開し、本人に明示する。

（個人情報の利用目的）

第8条 取得した個人情報は、以下の目的のために利用する。

（ア）PTAの活動と、活動における連絡

（個人情報の利用制限）

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、前条に定める利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

（管 理）

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また不要となった個人情報は、管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管および持出等）

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策を施すなどして適切な状態を維持し保管する。またやむを得ず学校外に持ち出す場合は、管理者の許可を得たうえでパスワードを付すなどの適切な措置をおこなう。

（第三者提供の制限）

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者への提供をおこなわない。

（ア）法令に基づく場合

- (イ) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (エ) 国の機関または地方公共団体もしくはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の共同利用)

第13条 本会が取得した個人情報は、利用目的の範囲内で、医生丘小学校と共同利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成)

第14条 第12条に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (ア) 第三者の氏名
- (イ) 提供する対象者の氏名
- (ウ) 提供する情報の項目
- (エ) 対象者の同意を得ている旨

(情報の開示等)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令の定めにしたがってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第16条 個人情報が漏えいした恐れがあることを把握した場合は、当該把握した者は直ちに管理者へ報告し、管理者は適切な対応をしなければならない。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附 則

本規則は、令和3年6月1日より施行する。